

4. 安全・安心な暮らしの確保について

(2) 防災教育の推進について

- ① 小中学校における防災教育について
- ② 防災教育チャレンジプランの取組について

【答弁】

①、②につきまして、順次お答えさせていただきます。

①小中学校における防災教育についてお答えいたします。

小中学校における防災教育は、災害時に適切に対応する能力の基礎を培うことを目的としており、安全教育の一環として行われております。

本市におきましても、災害時を想定した避難訓練はもとより、児童生徒等の発達段階に応じて、特別活動や総合的な学習の時間、関連する教科など、学校の教育活動全体をとおして、自分の身は自分で守る事ができるよう、防災教育に取り組んでいるところです。

本市教育委員会といたしましては、防災教育の基本は、まず自分が住む地域の様々な生活場面での危険に気づき、その危険を回避するためにどう行動すればいいのかを考える等、より日常生活に即した実践的な学習が大切であると認識しております。今後、地域ごとに作成されるハザードマップを活用する等、地域に根ざした防災教育がより実践的に展開されるよう学校を指導・支援してまいります。

続きまして、②防災教育チャレンジプランの取組についてですが、平成24年に文部科学省が策定した「学校安全の推進に関する計画」の中では、地域社会や家庭との連携を図った学校安全の推進が求められております。

「防災教育チャレンジプラン」は、防災教育の場の拡大や質の向上を目的としたプランであり、これらの課題に対応する上において、有効な取組であります。本プランを活用した中学校の生徒が、主体的に防災訓練の企画等を行うことで、防災活動に対する主体性・積極性が養われ、地域防災の中核となった事例等が報告されています。

本市では、平成26年度に小学校1校で府の実践的防災教育総合支援事業を受託し、200名を越える地域の方の参加の中、地域協同防災訓練を実施し、地域住民の防災意識向上に結びついた事例もございます。

本市教育委員会といたしましては、今後も「防災教育チャレンジプラン」等、先進的な事業を学校に紹介し、有効活用しながら、地域社会、家庭との連携の中で防災教育の充実が図られるよう、各学校を指導・支援してまいりたいと考えております。